

中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**

2018年12月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## スマートフォンで所得税の確定申告

2019年1月から、スマートフォンを利用して所得税の確定申告ができるようになります。

ただし対象となるのは、年末調整済の給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税など寄付金控除のために申告する場合のみです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、必要事項を入力して申告書を作成できます。

作成した申告書を電子送信で申告する場合は、源泉徴収票などの添付書類の提出が不要です。

電子申告するには、e-Tax（国税庁の電子申告システム）の利用手続きが必要です。手続きには、マイナンバーカードとICカードリーダーを使う方法と、税務署で本人確認の後にIDとパスワードの発行を受ける方法があります。

所得税や贈与税の確定申告でお困りのことがありましたら、お早めに菅原会計にご相談ください。

(飯田 記)

\*-\*

### 年末年始休みのお知らせ

下記日程にて年末年始休みをいただきます。よろしくお願いたします。

休業日：12月29日（土）～1月6日（日）

